

久留米工業大学学術情報センター情報館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学術情報センター規程第3条第3項に基づき、久留米工業大学学術情報センター情報館（以下「情報館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 情報館は、次の業務を行う。

- (1) 設置されている機器およびソフトウェアの維持、管理及び運用
- (2) ネットワークの維持、管理及び運用
- (3) 情報システムの研究及び開発
- (4) 利用者に対する技術的援助並びに講習会、研修会等の開催
- (5) 学外との情報交換及び技術的協力
- (6) その他必要な業務

(情報館長)

第3条 情報館に情報館長を置く。

- 2 情報館長は、センター長又は副センター長をもって充てる。
- 3 情報館長は、情報館に関する事項を掌理する。

(利用規程)

第4条 情報館の利用に関する規程は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。